様式第114号の1（第43条関係）

|  |
| --- |
| 差押調書債権用 |
| 年　　月　　日 この差押債権の取立てその他の処分を禁じます 村長　　　　　　　下記のとおり滞納金額を徴収するため財産を差し押えます。 |
| (債権者)滞納者 | 住（居）所 (所在地) |  |
| 氏名 (名称) |  |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 納期限 | 督促状発付年月日 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 加算金額 | 加算金額 | 滞納処分費 |
|  |  | ・・ | ・ ・ | 円 | 円 | 下記の金額 | 円 | 円 | 下記の金額(　　　)円 |
|  |  | ・・ | ・ ・ |  |  | 〃 |  |  | 〃(　　　　) |
|  |  | ・・ | ・ ・ |  |  | 〃 |  |  | 〃(　　　　) |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |
| 差押債権 | 債務者 | 住（居）所（所在地）　　　　　　　　　氏名（名称） |
|  |
|  |
|  |
| 履行期限 | 　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。年　　　　月　　　　日（　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 債務差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。年　　　　月　　　　日（　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 記1　「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間に応じ、督促状を発した日から起算して11日目までの期間については年7.3パーセント、それ以後の期間については年14.6パーセントの割合で計算した額です。なお、計算した額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額は切り捨てます。2　「滞納処分費」は、滞納処分に要した費用で、（　）書の金額は、この通知書作成の日までのものです。 |
| 注意 | この差押について不服があるときは、この謄本を受け取った日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定により、村長に審査請求をすることができます。 |